住所　東京都新宿区西新宿６丁目20番７－3311号
唐立　昭和52年３月８日生
住所　兵庫県加古川市別府町石町28番地３
金未佳　平成15年12月24日生
住所　埼玉県越谷市花田１丁目32番地27
沈灝澄　昭和57年７月28日生
住所　愛知県豊橋市花田町字西郷81番地４
金恭大　昭和57年２月３日生
住所　横浜市南区平楽140番地62
李文　昭和49年７月24日生
林俐娜　平成12年５月15日生
林豊　平成16年４月30日生
住所　横浜市神奈川区子安通３丁目361番地
呉自飛　昭和60年５月13日生
住所　滋賀県大津市桜野町１丁目19番10－304号
廉英善　昭和28年５月11日生
住所　滋賀県高島市新旭町熊野本1515番地３
段剛　昭和54年３月27日生
段陽洋　平成18年９月26日生
住所　滋賀県草津市南草津３丁目11番地10
金俊平　昭和53年１月６日生
住所　東京都文京区本郷６丁目５番14号
兪泰孜　昭和37年４月11日生
住所　東京都品川区戸越１丁目８番17号
崔順姫　昭和８年９月４日生
住所　三重県桑名市陽だまりの丘４丁目206番地
徐伸植　昭和52年８月２日生
韓順禧　昭和54年２月19日生
徐心夏　平成14年２月16日生
徐琥　平成15年５月12日生
徐朗桃　平成17年３月14日生
徐杏夏　平成18年10月31日生
徐怜音　平成20年８月１日生
住所　大阪府八尾市安中町３丁目２番39－1421号
黄容基　昭和26年11月10日生
住所　大阪府東大阪市島之内１丁目３番10号
ウン・チュン・ホック　昭和39年３月22日生
住所　堺市堺区向陵西町１丁１番６号
曹忠鉉　昭和33年３月７日生
住所　大阪市生野区田島２丁目９番10号
金真弘　昭和57年６月15日生
住所　神戸市東灘区住吉宮町１丁目20番12号
朴伊在美　昭和41年６月４日生
崔雅美　昭和42年５月25日生
朴佳央莉　平成７年４月11日生
朴詩央莉　平成14年３月６日生
住所　埼玉県深谷市上柴町西５丁目７番地７
孔明子　昭和50年12月18日生
住所　山梨県笛吹市石和町東油川37番地７
梁京善　昭和48年３月18日生
住所　静岡県菊川市下平川5460番地４
ラファエル・ケンジ・サントス・マツナガ　平成４年７月14日生
住所　京都市伏見区羽束師鴨川町198番地７
姜奎成　昭和51年１月18日生
住所　新潟県三条市荒町２丁目15番27号
李敬臣　昭和49年４月26日生
住所　鹿児島市福山町776番地１
董双会　昭和55年２月12日生
住所　東京都品川区西五反田８丁目６番６号
崔勝行　昭和60年10月13日生
住所　名古屋市緑区水広２丁目809番地
金美砂　昭和38年12月11日生
住所　岡山市北区中央町10番20号
吳欧文　昭和48年１月15日生
住所　東京都足立区大谷田５丁目３番15号
許日葵　昭和59年10月15日生
住所　鳥取県米子市上後藤４丁目15番７号
金年憲　昭和48年１月２日生
住所　名古屋市港区小碓１丁目149番地
陳立明　平成３年10月６日生
住所　名古屋市名東区極楽３丁目100番地
金荣淑　昭和37年３月31日生
住所　愛知県豊田市高美町６丁目69番地
滕紅敏　昭和61年６月21日生
住所　奈良県桜井市大字谷153番地11
尹芳則　昭和32年７月28日生
住所　名古屋市守山区小幡南１丁目９番15号
朱美蘭　昭和50年５月20日生
住所　滋賀県湖南市菩提寺1410番地106
パオラ・ホンダ・コロナド　平成５年７月31日生
住所　横浜市保土ケ谷区川島町657番地50
朱美智男　昭和31年11月26日生
住所　神奈川県鎌倉市山ノ内1506番地２
エンリケ・コントレラス・ロペス　昭和12年３月12日生
住所　東京都目黒区自由が丘３丁目12番８号
エドワード・ジュード・ナイハイゼル　昭和27年８月６日生

○外務省告示第三百五十一号

平成二十七年九月二十八日にワシントンで、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の署名が行われ、同協定は同日に効力を生じた。

平成二十七年十月九日

外務大臣　岸田　文雄

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）（以下「両締約国」と総称する。）は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づく日本国における合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

環境の管理の重要性及び当該管理が合衆国軍隊の駐留に関連する公共の安全に対する危険の管理（条約第六条の規定に基づいて合衆国が使用を許される日本国内の施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）又は当該施設及び区域に隣接する地域若しくは当該施設及び区域の近傍における汚染の防止を含む。）に貢献することを認め、

両締約国が環境の管理のために成功裡に取り組んできたこと（地位協定第二十五条１に規定する合同委員会（以下「合同委員会」という。）及び合同委員会の環境分科委員会その他の関連する分科委員会において長期間にわたり緊密に協力してきたことを含む。）を認識し、

二千年九月十一日に両締約国により発表された「環境原則に関する共同発表」（合衆国軍隊により引き起こされた汚染の影響への対処についての合衆国の政策及び施設及び区域外の発生源により引き起こされた重大な汚染に対し関係法令に従い適切に対応するとの日本国の政策に言及していることを含む。）が成功裡に実施されていることを再確認し、

地位協定第三条３の規定に従い施設及び区域における作業が公共の安全に妥当な考慮を払って引き続き行われていることを再確認し、

地位協定を補足するこの協定を含む枠組みを設けることにより、環境の管理の分野における両締約国間の協力を強化することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定は、合衆国軍隊に関連する環境の管理のための両締約国間の協力を促進することを目的とする。

第二条

両締約国は、施設及び区域又は当該施設及び区域に隣接する地域若しくは当該施設及び区域の近傍における公共の安全（人の健康及び安全を含む。）に影響を及ぼすおそれのある事態に関する入手可能かつ適当な情報を相互に提供するため、合同委員会の枠組みを通じて引き続き十分に協力する。

第三条

１　合衆国は、自国の政策に従い、施設及び区域内における合衆国軍隊の活動に関する環境適合基準を定める確定した環境管理基準（日本国については、「日本環境管理基準」（以下「ＪＥＧＳ」という。）を発出し、及び維持する。ＪＥＧＳは、漏出への対応及び漏出の予防に関する規定を含む。合衆国は、当該環境適合基準についての政策を定める責任を負う。

２　ＪＥＧＳは、適用可能な合衆国の基準、日本国の基準又は国際約束の基準のうち最も保護的なものを一般的に採用する。

３　両締約国は、合衆国がＪＥＧＳの改定を発出する前に、又はＪＥＧＳの改定が円滑に行われるために日本国が要請したときはいつでも、ＪＥＧＳに関連して合衆国が日本国の基準を正しく、かつ、正確に理解していることを確保するため、合同委員会の環境分科委員会において、協力し、及び当該基準について協議する。

第四条

両締約国は、特定された日本国の当局が次に掲げる場合における施設及び区域への適切な立入りを行うことができるよう合同委員会が手続を定め、及び維持することに合意する。

(a)　環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）が現に発生した場合